

# 資料 3 3－1

## 電気通信事業法施行規則の一部改正について ( 詮問第 3039 号 )

### ＜目 次＞

1 詮問書 .....	1
2 改正概要 .....	2
3 新旧対照表 .....	19
・電気通信事業法施行規則の一部を改正する 省令案	



諮詢第3039号  
平成24年2月21日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



### 諮詢書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

## 電気通信事業法施行規則の一部改正について

### I 改正の背景

第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)は、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保し、円滑に接続可能な環境を整備することで、公正競争の促進や利用者利便の増進を図る観点から非対称規制として設けられたものである。具体的には、業務区域における特定移動端末設備<sup>1</sup>の占有率(以下「端末シェア」という。)25%超を有する電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)として指定し、同設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)に対し、接続約款の作成・公表・届出、接続会計の整理等の接続に関する規律を課している。

二種指定設備制度については、情報通信審議会において、モバイル市場の環境の変化を踏まえ、現行の制度が、公正競争確保の観点から、今後も十分な役割を果たしていくものか検証が行われ、平成23年12月20日に、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当」との答申(情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(情通審第108号。以下「答申」という。))が示されたところである。

今回の電気通信事業法施行規則の一部改正は、答申を踏まえ、二種指定設備の指定の基準について、所要の規定整備を行うものである。

### II 改正の概要

二種指定設備の指定の基準を「十分の一」を超えるものに改正

【電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項】

---

<sup>1</sup> 特定移動端末設備とは、電気通信事業法施行規則第23条の9の2第2項で、「無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備」と規定されている。

## 1. 情報通信審議会答申の概要

答申においては、MNO<sup>2</sup>間の関係とMNOとMVNO<sup>3</sup>の関係の双方に着目して、二種指定設備制度の検証が行われた。具体的には、二種指定設備制度の制度創設時と比較して、MNO間における交渉上の地位が変化し、強い交渉力を持ち、優位な電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者とはならない場合が存在し得ると考えられる旨指摘された。また、MVNOの果たす役割の重要性が高まっているところ、周波数の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において競争を進展させる観点から、MVNOの事業環境を一層整備することが必要との認識の下、MNOとMVNOとの関係も踏まえた制度として二種指定設備制度を位置付けることが適当とされた。これらを背景に、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当」とされたところである。

これを踏まえて、適用対象を拡大する場合の具体的な基準について検討を行うこととなる。答申においては、具体的な基準を検討するに当たって、以下の 2 点を踏まえることが適当とされている。

- ①MNO 間の関係に着目し、上位 3 社の交渉上の地位の優劣の差は縮小してきていると考えられる一方、加入者シェア第 4 位の事業者のシェアは第 3 位の事業者とは大きな開きがあり、上位 3 社との間で、交渉上の地位に顕著な優劣が生じていると考えられる現状を踏まえ、非対称規制の仕組みを維持しつつ、必要な見直しを行うこと。
- ②MNO と MVNO の関係に着目し、原則として全ての MNO が MVNO との関係において交渉上の優位性を持つうるもの、シェアが相当程度低い MNO は、MVNO に自網を利用してもらうことによって収益拡大を図るインセンティブが働くことを踏まえて、必要な見直しを行うこと。「相当程度低いシェア」の判断に当たっては、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」における判断基準など競争法上の基準値等を参考に検討すること。

### ■ 答申（関連部分抜粋）

以上のように、MNO 間と MNO—MVNO 間の双方について、制度運用開始当時と比較して交渉上の優位性の関係性が変化しており、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現

<sup>2</sup> Mobile Network Operator の略。電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者。

<sup>3</sup> Mobile Virtual Network Operator の略。MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

在の適用基準では二種指定事業者の指定を受けない場合が存在し得ると考えられる。よって、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適當である。

## 2) 適用対象を見直す場合の具体的な基準

まず MNO 間の関係について、上述のとおり、上位 3 社の交渉力の優劣の差は縮小していると考えられる一方、加入者シェア第 4 位の事業者のシェアは第 3 位の事業者とは大きな開きがあり、上位 3 社との間で、交渉力に顕著な優劣が生じていると考えられる。 こうした現状を踏まえ、非対称規制の仕組みを維持しつつ、必要な見直しを行うことが適當と考えられる。

次に MNO と MVNO の関係について、MVNO の事業運営には周波数の割当てを受けた MNO のネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、すべての MNO は MVNO との関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる。しかしながら、端末シェアが相当程度低い MNO は、むしろ MVNO に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういう場合まで MNO が MVNO との関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる。

この場合、MNO に優位な交渉力を認めるまでには至らない「相当程度低いシェア」が具体的にどの程度なのかを検討する必要がある。この点については、例えば、垂直型企業結合等による競争の実質的制限に係る考え方を整理している「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（2004 年 5 月 31 日公正取引委員会）」における判断基準など競争法上の基準等も参考としつつ、速やかに検討を行った上、省令改正等必要な措置を講じることが適當である。

## 2. 具体的な指定の基準値の検討

具体的な指定の基準値の検討に当たっては、まず、基準値に係る制度創設時の考え方を概観した上で、答申で示されたとおり、MNO 間の交渉上の地位の関係(2-1において検討)と MNO-MVNO 間の交渉上の地位の関係(2-2-2において検討)のそれぞれについて、市場環境の変化を踏まえた検討を行う。

### 2-1. 現行の指定の基準値

現行の二種指定設備制度では、端末シェア 25%を基準値として、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を二種指定設備として指定しており、現在、NTT ドコモ、沖縄セルラー、KDDI の 3 事業者に対して、同設備を設置する事業者(二種指定事業者)として二種指定設備制度の規律を課している。指定の基準値として 25%を採用した理由として、制度創設時、情報通信審議会において、以下の 4

点が示されている。

### ■ 指定の基準値として 25%を採用した理由（概要）

第二種指定電気通信設備の指定の基準となる「端末数ベースでのシェア」については、以下の理由から、いずれも 25%とするのが適当。

- ① EUの相互接続指令上、SMP（顕著な市場支配力）を有する事業者の指定基準として「25%超のシェアを持っているとき、顕著な市場支配力（SMP）を有すると推定される」とされていること。
- ② 我が国の携帯電話市場においては、電波の有限性から、各地域において 3~4 社による競争が行われており、全事業者の 25%を超えるシェアを有していれば、相対的に大きな市場支配力を有する事業者と考えられること。
- ③ 独占禁止法の運用指針の中で、企業結合後の市場シェアが 25%以下となる等の場合には、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」とされていること。
- ④ 移動通信市場においては、同一地域で通常 3~4 社による競争が行われており、同一のエリアに相対的に高いシェアを有する事業者が複数存在して寡占的な競争が行われる事態が想定される。こうした市場特性の下で、「50%超」の基準を用いると複数の事業者を指定する余地がなくなることから、「25%超」という低めのシェアが適当であること。なお、指定から生じる規律も、単独 1 社による独占を想定した規律より緩やかなものとしているところ。

しかしながら、①と③については、EUの相互接続指令や我が国の独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）には、市場環境の変化等を踏まえた改正がなされ、現在、前者については「25%」の基準値はその位置付けが変わっており、後者については「25%」の基準値は採用されていない。

また、②と④については、寡占的な競争が行われる市場を背景として、交渉上の優位性を持つ複数の事業者を指定できる基準値として 25%を採用したものであるが、現在の市場環境においては、25%基準では、交渉上の優位性を持つ事業者であっても必ずしも二種指定事業者とはならない場合が生じている。

## 2－2. 市場環境の変化等を踏まえた具体的な指定の基準値の検討

### 2－2－1. MNO 間の関係について

携帯電話市場全体の規模が拡大する中で（平成 13 年 11 月末時点：6,601 万契約、平成 23 年 11 月末時点：1 億 2,436 万契約）、市場環境等も変化しており、これに伴って MNO 間の交渉上の地位は変化している。とりわけ、近年の市場環境の変化として、ア：端末シェアと、イ：新規事業者の参入の機会が重要であり、

これに沿って MNO 間の交渉上の地位の変化を概括し、具体的な指定の基準値の見直しを検討することが適当である。

#### ア：端末シェア

携帯電話市場<sup>4</sup>における端末シェアは、制度創設時と比較して大きく変化している。

制度創設時の携帯電話市場は、突出した端末シェアを有するNTTドコモグループと、一定の端末シェアを有するKDDI、Jフォングループとツーカーグループから構成<sup>5</sup>されていたが、その後、NTTドコモの端末シェアが次第に低下する一方、KDDI<sup>6</sup> とソフトバンクモバイルの端末シェアは上昇しており、現在、上位 3 位までの事業者(端末シェア順に、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル)の端末シェアは相当程度近接している。一方で、3 位のソフトバンクモバイルと 4 位のイー・アクセスとの間には顕著な差が存在している。つまり、現在の携帯電話市場は、相当程度近接した端末シェアを有する上位 3 事業者による寡占的な状態となっている<sup>7</sup>。

#### ○指定の基準値の見直し

こうした端末シェアの変化に伴い、接続協議における交渉上の地位も変化してきており、これを踏まえて指定の基準値を見直すことが適当である。

まず、寡占的な状態を構成する上位 3 事業者と 4 位の事業者(イー・アクセス)の間では端末シェアに顕著な差が存在するため、接続協議における交渉上の地位についても顕著な優劣が生じていると考えられる。こうした交渉上の地位の顕著な優劣を背景に、端末シェア上位 3 事業者は、4 位の事業者に対し、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあると考えられる。

<sup>4</sup> 本項（「ア：端末シェア」）においては、全国で事業を展開する事業者による市場を指す。

<sup>5</sup> 全国で事業を展開する事業者のうち 25%以上 の端末シェアを有していたのは NTT ドコモのみであり、制度創設直後（平成 14 年 2 月）に指定を受けている。なお、沖縄県のみを業務区域とする沖縄セルラーについても、同時（平成 14 年 2 月）に指定を受けている。

<sup>6</sup> KDDI については、ツーカーグループ 3 社との合併を機に端末シェア 25% を超過したため、平成 17 年 12 月に指定を受けている。

<sup>7</sup> 参考として、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010」（平成 23 年 9 月 13 日公表）では、平成 23 年 3 月現在、移動体通信サービス市場における上位 3 事業者の契約数シェア（NTT ドコモ、KDDI（沖縄セルラー含む。）及びソフトバンクモバイル）は 94.5%、HHI（市場の寡占度を示す指標。ハーフィンダール・ハーシュマン指数。）は 3,386 と高い水準にあり、3 社による寡占的な状態にあるとされている。

次に、上位 3 事業者間については、端末シェアが相当程度近接してきているため、接続協議における交渉上の地位の優劣の差も相当程度縮小してきていると考えられる。しかしながら、現状、上位 2 事業者には二種指定事業者としての規律が課される一方、3 位の事業者は非指定事業者として規律が課されていない。二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じて、接続協議における二種指定事業者の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させ、結果として相対的に非指定事業者の交渉力を高める効果があると考えられる。これを踏まえると、交渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない寡占的な状態を構成する上位 3 事業者において、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそれがある<sup>8</sup>。

以上の状況に対応し、公正な競争の確保を通じて利用者利便を増進させる観点からは、寡占的な状態を構成する上位 3 位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課すことが適当である。具体的な指定の基準値については、上位 3 事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当である。

#### イ：新規事業者の参入の機会

携帯電話市場への新規参入は、一般に周波数の有限希少性により困難であるが、技術革新や周波数再編施策により、新規の MNO が参入する機会が生じている。例えば、平成 17 年に新たに周波数の割当てを受けた事業者（イー・モバイル（現在はイー・アクセス））が、平成 19 年に 13 年ぶりに市場参入し、事業を開始している。さらに、今後、周波数の割当てが見込まれることから、新規の MNO が市場参入する可能性がある。

#### ○ 指定の基準値の見直し

上述のとおり、周波数の割当てにともなって、新規の MNO が市場参入する機会が生じる可能性があり、二種指定設備制度の指定の基準値も、新規に参入する MNO と既存の MNO との関係も考慮した見直しを行うことが適当である。

この点について、新規 MNO は、参入当初において、自身の端末シェアが既存 MNO と比較して極めて少数であり、業務区域も限定的となりやすい。そのため

<sup>8</sup> 平成 22 年 3 月に、情報通信審議会答申を受けて「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定され、接続料の算定方法やアンバンドル等に係る考え方が明確化されている。この結果、二種指定事業者の接続協議における交渉の自由度は従前と比較して小さくなってしまっており、非指定事業者の交渉力をより高める結果となっているため、従前よりも不均衡を惹起するおそれが増大している可能性がある。

め、既存 MNO との接続が事業展開上非常に重要であるにも関わらず、高い端末シェアを有する MNO のみならず、比較的低い端末シェアを有する MNO に対しても、劣位な立場での交渉を強いられることとなる。この観点からは、より低い端末シェアを有する MNO を指定した上で、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保することにより、新規 MNO との交渉上の地位の不均衡を是正し、公正な競争を確保することが必要であると考えられる。

ただし、新規 MNO に対してさえも交渉上の優位性を持たない「相当程度低い端末シェア」を有する MNO については、これを指定しない場合であっても、公正競争確保上の問題が生じるとは認められないと考えられる。この「相当程度低い端末シェア」を検討するに当たっては、二種指定設備制度の従来からの運用と整合させることが適当である。すなわち、二種指定設備制度の創設当時、PHS の加入者数が携帯電話の加入者数の 10% に満たなかったことから、PHS は移動体通信市場全体に与える影響が低いと判断され、PHS は二種指定設備制度の指定の基準値算定のベースから除外されている。これと同様に、携帯電話市場への影響が低く、公正競争確保上の問題が生じない程度を判断するに当たっても、この基準を参考とすることが考えられる。

以上のように、新規事業者の参入の機会の増加からは、指定の基準値を端末シェア 10% に見直すことが考えられる。

#### ウ： まとめ

以上のとおり、ア：端末シェアからは、上位 3 事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当であること、イ：新規事業者の参入の機会からは、指定の基準値を端末シェア 10% に見直すことが考えられ、市場環境の変化を踏まえた検討からは、指定の基準値を端末シェア 10% に見直すことが考えられる。

### 2－2－2. MNO－MVNO 間の関係

制度創設時と比較した携帯電話市場環境の変化については、上述の MNO 間の関係の変化に加え、MVNO との接続という新たな形態が出現・増加している点が重要である。現状、MVNO は契約数ベースで年率 34% の伸び(平成 22 年度)と順調に発展しているが、携帯電話市場全体から見ると、依然低いシェアにとどまっている。答申にあるとおり、携帯電話市場全体の競争を促す観点からは、MVNO の一層の市場参入や進展を促すことが望ましいと考えられ、この観点から具体的な指定の基準値の見直しを検討することが適当である。

## ○指定の基準値の見直し

MVNOが事業を運営するには、周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要となる<sup>9</sup>が、これは、原則、全てのMNOがMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得ることを意味している。他方、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによる収益拡大インセンティブが働くと考えられると踏まえると、そうした場合までMNOがMVNOとの関係において交渉上の優位性があると認めるることは難しい。したがって、端末シェアが相当程度低いMNOを直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる。

この場合、MVNOとの関係でMNOに交渉上の優位性を認めるまでには至らない「相当程度低いシェア」が具体的にどの程度なのかを検討する必要がある。この点については、答申にあるとおり、競争法上の基準を参考とすることが適当である。MNOとMVNOの関係はいわばネットワークの卸売と小売の関係であることに着目すると、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断するに当たっての考え方を整理している「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」中の、垂直型企業結合等による競争の実質的制限についての考え方を参考とすることが可能である。同考え方では、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」とされており、これを参考とすることが考えられる。

もっとも、事業者の取引先選択が自由な一般の商取引とは異なり、携帯電話市場においては、電波の割当てを受けた限られた数のMNOとの接続がMVNOの事業展開上極めて重要である点には留意が必要である。こういった特性を持つMNO-MVNO間の接続協議においては、一般の商取引においてよりも、交渉上の地位の優劣に起因する公正競争確保上の問題が顕在化しやすいと考えられ<sup>10</sup>、その観点からは、10%を下回る端末シェアのMNOも規律の適用対象とすることが検討の対象とならないわけではない。しかしながら、目的に照らして必要最小限の規制とする観点からは、当面、競争法上の基準を超えて、10%を下回る相当程度低い端末シェアのMNOに対してまで、その規制対象を拡大することが必要とは認められない。まずは市場環境を継続的に注視することが適当であると考えられる。

---

<sup>9</sup> MVNOは、MNOから卸電気通信役務の提供を受けることによっても事業を運営することができます。

<sup>10</sup> MNOにとっても、事業展開上MNOとの接続は極めて重要であり、接続協議において、一般の商取引においてよりも、交渉上の地位の優劣に起因する競争の制限が顕在化しやすいのは、MNO間においても同様と考えられる。

## ○まとめ

以上のように、MNO—MVNO 間の関係からは、指定の基準値を端末シェア 10% に見直すことが考えられる。

### 2－2－3. その他（競争法上の基準を参考とした検討）

上述のとおり市場環境等の変化を踏まえた検討を行ったが、具体的な指定の基準値を検討するに当たっては、これに加えてその他の競争法上の基準も参考とすることが適当である。この点、我が国の流通・取引慣行に関し、独占禁止法上問題となる主要な行為類型についてその考え方を示した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考とすることができる。

本指針においては、「市場における有力な事業者」が、取引先事業者に対し、自らの競争者と取引しないよう拘束する条件をつけて取引する行為等について、一定の場合<sup>11</sup>に、不公正な取引方法に該当し、違法としている。この「市場における有力な事業者」として認められるかどうかの目安として、「シェアが 10%以上又はその順位が上位 3 位以内であること」が基準とされており、具体的な指定の基準値の検討に当たってはこの基準を参考とすることが適当である。なお、一般の商取引との比較による、接続協議における事業者間の交渉上の優位性の考察については、上述のMNO-MVNO間の関係での検討と同じである。

これら競争法上の基準を参考とした検討からは、指定の基準値を端末シェア 10% に見直すことが考えられる。

## 3. 結論

以上の検討を踏まえると、指定の基準値として、現行の「四分の一(25%)を超えるもの」を見直し、「十分の一(10%)を超えるもの」とすることが適当である。

## III 施行日等

施行期日は公布の日とする。

---

<sup>11</sup> 競争者の取引の機会が減少し、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができなくなるおそれがある場合等。

## 参照条文

### ■電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

#### （第二種指定電気通信設備との接続）

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 総務大臣は、前項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。
  - 一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。
  - 二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。
  - 三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。
  - 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。
  - 五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。
  - 六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。
- 4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項（第七項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。) の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

- 5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。
- 6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。
- 7 第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出るべき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定された日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。
- 8 第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日（以下この項において「届出日」という。）に現に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定された電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

#### ■電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（第二種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。
- 3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。
  - 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

- 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数
- 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数
- 4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 符号（信号を除く。）、音響若しくは影像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備（以下この項において「交換設備」という。）であつて次に掲げるもの
    - イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（以下「第二種指定端末系交換設備」という。）
    - ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（以下「第二種指定中継系交換設備」という。）
  - 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
    - イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（以下「第二種指定端末系無線基地局」という。）
    - ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定端末系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備
    - ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
  - 三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
  - 四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項 の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
- 二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件
- 三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額

- 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この条において「他事業者」という。）の責任に関する事項
- 五 接続協定の締結及び解除の手続
- 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
- 七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に對して負うべき責任に関する事項
- 八 重要通信の取扱方法
- 九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
- 十 有効期間を定めるときは、その期間
- 十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

（届け出た接続約款の公表）

第二十三条の九の四 第二十三条の八の規定は、法第三十四条第五項の規定による同条第二項の規定により届け出た接続約款の公表について準用する。

# 參 考 資 料

# 二種指定設備制度の概要

- 『規制根拠』 電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における交渉上の優位性
- 『指定要件』 業務区域ごとに25%超のシェアを占める端末設備と接続される伝送路設備等を二種指定設備として指定

## 二種指定事業者

NTTドコモ、沖縄セルラー、KDDI

接続応諾義務

電気通信回線設備への  
接続応諾義務あり（法第32条）

条件・料金に  
係る義務

- ✓ 接続約款の作成・届出・公表義務あり（法第34条第2・6項）
- ✓ 接続約款に基づき協定を締結する義務あり（法第34条第4項）

接続料

「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を  
加えたものを超え」ないことが必要\*（法第34条第3項第4号）  
※ 超えたものである場合は、約款変更命令対象

接続条件

接続箇所等の接続条件については、接続約款に記載す  
ることが必要（法第34条第2項、施行規則第23条の9の3）

会計整理等に  
係る義務

接続会計の整理・提出・公表義務あり  
(法第34条第6項、第二種指定電気通信設備接続会計規則)

## 非二種指定事業者

ソフトバンクモバイル、イー・アクセス等

電気通信回線設備への  
接続応諾義務あり（法第32条）

接続約款の作成・届出・公表義務なし

接続会計の整理・提出・公表義務なし

# 市場環境の変化について(移動体通信市場の拡大、MVNOの進展)

■ 我が国の電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、移動体通信市場の重要性が著しく高まっていることに加え、多種多様なMVNO(※)が参入し、多様なサービスが提供されている状況にある。

(※)Mobile Virtual Network Operatorの略。自らは周波数の割当てを受けることなく、移動通信事業者のネットワークを利用してサービス提供をする事業者。



# 端末シェアの推移

- 電気通信事業法第34条第1項に基づき、業務区域における端末数ベースでのシェアが総務省令で定める割合（※1、※2）を超える設備については、第二種指定電気通信設備として指定。
  - (※1)4分の1(事業法施行規則第23条の9の2第3項)
  - (※2)二種指定設備の指定におけるシェアの判定は、前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除した平均値で行う。
- 現在までにNTTドコモ、沖縄セルラー、KDDIが二種指定事業者とされている。

## 端末シェアの推移

委員限り

## 指定の経緯

### ■平成14年2月ドコモ9社を指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、北海道60%・東北62%・中央64%・東海48%・北陸53%・関西52%・中国55%・四国68%・九州58%)

### ■平成14年2月沖縄セルラーを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、52%)

### ■平成17年12月合併後のKDDIを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、26%)

### ■平成20年7月合併後のドコモを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、53%)

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

	改正案 (第二種指定電気通信設備の基準等)	現行 (第二種指定電気通信設備の基準等)	(傍線部分は改正部分)
第二十三条の九の二　(略)	第二十三条の九の二　(略)	第二十三条の九の二　(略)	
2 (略)	2 (略)	2 (略)	
3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、十分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。	3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。	3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。	
4 (略)	4 (略)	4 (略)	
この省令は、公布の日から施行する。	附 則		